

## 令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者選定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、第9期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき実施する介護保険法(平成9年法律第123号)第70条及び第115条の2の規定による指定特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者等」という。)に係る指定を受けようとする法人(以下「指定候補者」という。)の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (選定)

第2条 この要領における選定は、令和6年度旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者募集要領に基づき応募した法人(以下「応募者」という。)を対象とし、旭川市が行うものとする。

### (選定委員会等による審査方法)

第3条 この要領に基づき実施する選定は、旭川市指定特定施設入居者生活介護事業者等指定候補者選定委員会における審査及び長寿社会課職員による審査によって行うものとする。

- 2 前項に規定する選定委員会は、福祉保険部長、保険制度担当部長、福祉保険課長、長寿社会課長、介護保険課長、指導監査課長及び旭川市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を構成する委員のうち、市長が委嘱する者2名により構成し、各委員は、独立して審査を行うものとする。
- 3 前項に規定する委員による審査は、別表1の選考項目欄中1から6までに掲げる審査事項ごとに、当該審査事項の配点の範囲内の点数を付すことにより行うものとする。
- 4 前項の規定により、配点の範囲内で付す点数は、別表1の評価の基準に従い、定められた範囲内の点数とする。
- 5 長寿社会課職員による審査は、別表1の選考項目欄中7に掲げる審査事項について、当該審査事項の配点を付すことにより行うものとする。

### (選定方法)

第4条 指定候補者の選定は、前条第4項に基づきそれぞれの選定委員が審査した審査事項毎の点数のうち、最高点及び最低点を除く点数の合計に、同条第5項に基づき審査した点数に委員数を乗じた点数を加えた点数(以下「合計評価点数」という。)が高い応募者から優先順位を付すものとする。ただし、合計評価点数が満点の2分の1を超えない応募者は、選定から除くものとする。

- 2 指定候補者の選定は、前項の規定により付された優先順位が上位の応募者から順に行うものとし、選定された応募者の床数の合計が224床以下で、224床に最も近い床数となるように行うものとする。
- 3 合計評価点数が同点であって、かつ、そのいずれかの指定候補者を選定する場合は、選定委員会の合議により順位を決定する。
- 4 選定されなかった応募者(以下「補欠者」という。)の中に、選定された応募者の床数の合計と224床の差以下の床数の整備を計画する者がいるときは、合計評価点数その他の状況から判断し、指定候補者に選定することがある。
- 5 指定候補者の辞退があったときは、補欠者の中から繰り上げて選定することがある。この場合においても、選定後の指定候補者の床数の合計が224床以下で、224床に最も近い床数となるように行うものとする。

### (雑則)

第5条 旭川市社会福祉審議会条例（平成12年旭川市条例第30号）第8条第2項の規定による専門分科会長は、指定特定施設入居者生活介護の整備等に関し必要があると認めるときは、その内容等について意見を付することができる。